

随意契約理由

令和8年(2026年)2月20日

契約担当課名	読書振興課
発注担当課名	読書振興課
契約名称	豊中市立図書館電子書籍貸出サービス運用業務
契約内容	豊中市立図書館電子書籍貸出サービス運用業務
契約締結日	令和8年(2026年)2月20日
及び契約期間	令和8年(2026年)4月1日から令和9年(2027年)3月31日
契約の相手方 (所在地・名称)	東京都文京区大塚三丁目1番1号 株式会社 図書館流通センター
契約金額	13,239,600 円
随意契約理由	<p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p> <p>図書館における電子書籍の提供においては、電子書籍コンテンツ数や、書誌情報(書名・著者名・出版年・ページ数といった図書等の資料が持つ各々の特徴を一定の規則で配列)の正確性、読書バリアフリーに配慮した音声読み上げ機能や文字拡大機能、多言語対応、情報セキュリティの安全性等が重視される。</p> <p>また、著作権処理を含めた購入契約が必要であり、選書・検索においても、正確性のある書誌情報が不可欠である。</p> <p>情報セキュリティの観点から、クラウドサービスの利用要件としては、サービス上のユーザー所有データ(バックアップデータを含む)の所在地が日本国内に限定できること、準拠法、裁判管轄を国内に限定できることが挙げられる。</p> <p>全ての条件を満たし納入できるのは、株式会社図書館流通センターしかないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものである。</p>